諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和８年６月１６日（令和８年（行情）諮問第８１６号）
答申日：令和８年１１月１３日（令和８年度（行情）答申第８０７号）
事件名：特定の答申に係る審査対象文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和８年３月２６日付け防官文第８１１４号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象文書の開示を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書

不開示決定の取り消し。

諮問庁の不開示決定には理由がない。

（２）意見書

令和７年度（行情）答申第７４８号ないし同第７５９号での審査対象文書は公開されている。

令和７年度（行情）答申第７４８号ないし同第７５９号での審査対象文書は、情報公開・個人情報保護関係　答申・判決データベースにおいて公開(ＵＲＬは下記の通り（略）)されているが、ここから個人が特定できるとは考えられない。

従って諮問庁の主張には理由がない。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、「平成７年度（行情）答申第７４８号ないし同第７５９号での審査対象文書の全て。（別紙をご参照下さい）」の開示を求めるものであり、当該請求に係る行政文書（本件対象文書）については、令和

８年３月２６日付け防官文第８１１４号により、法８条の規定に基づき存否の応答を拒否する不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

２　法第５条該当性について

当該請求に係る行政文書の存否を明らかにした場合、特定の個人が識別され、法５条１号に規定する不開示情報を開示することとなるため、法８条の規定に基づき、その存否の応答を拒否することとした。

３　審査請求人の主張について

審査請求人は、「諮問庁の不開示決定には理由がない」として、原処分の取消しを求めるが、上記２のとおり、本件対象文書については、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした場合、法５条１号に規定する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせることとなるため、法８条の規定に基づき、その存否の応答を拒否したものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年６月１６日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年７月２８日　　審査請求人から意見書を収受
④　同年１１月９日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで、法５条１号の不開示情報を開示することとなるとして、法８条に基づき、その存否を明らかにせずに本件開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

２　存否応答拒否の妥当性について

（１）本件開示請求は、請求内容の参照文書として情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が特定個人宛に送付した文書（以下「添付文書」という。）を別紙として添付した上で、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、添付文書は、審査会が当該個人に宛てて、当該個人が審査請求人等として関与した審査請求事件に係る答申書の写しを送付した旨の文書であると認められるから、本件対象文書の存否を答えることは、当該個人が審査請求人等として当該審査請求事件に関与

し、同事件において審査会による答申の写しの送付を受けた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を開示することと同様の結果を生じさせるものと認められる。

（２）本件存否情報は、特定個人についての法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められ、同号ただし書イないしハに該当することを示す事情も存しない。

（３）したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法５条１号の不開示情報を開示することと同様の結果を生じさせることになるため、法８条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法５条１号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員　小野瀬厚、委員　徳本広孝、委員　野田　崇

別紙（本件対象文書）

令和７年度（行情）答申第７４８号ないし同第７５９号での審査対象文書の全て。（別紙をご参照下さい）